

## フォト／ビデオコンテスト規約

※応募または入賞のためにエビデント製品をご購入いただく必要はありません

株式会社エビデント（以下「エビデント」といいます）が主催する「第5回エビデント・イメージ・オブ・ザ・イヤー」（以下「コンテスト」といいます）にご応募いただく前に、コンテストへの参加に関する本規約（以下「本規約」といいます）をよくお読みください。コンテストにご応募いただいたことをもって、本規約の内容に同意したものと取り扱わせていただきます。本規約にご同意いただけない場合には、コンテストへのご応募をご遠慮ください。

### 第1条 応募期間

顕微鏡イメージング技術の進展を目的として、エビデントは本規約に定める条件に従い、コンテストを開催いたします。コンテストの応募期間は2024年2月15日（日本標準時間午前2時）から2024年5月1日（日本標準時間午前2時）まで（以下「応募期間」といいます）となっております。コンテストへの応募を希望される方は、応募期間内にご応募ください。

### 第2条 応募資格

コンテストには、応募期間の開始時点で18歳以上の方であればどなたでもご応募いただけます。ただし、以下のいずれかに該当される方は応募資格がございません。

- (1) カナダのケベック州、キューバ国、米国準州もしくは属領（50州およびコロンビア特別区以外）、またはその他法律でコンテストへの応募が禁じられている地域に在住の方
- (2) エビデントまたはエビデントの関係会社の取締役、役員もしくは従業員（パートタイムおよび派遣社員も含まれます）、およびそれらのご家族の方
- (3) 反社会的勢力の一員である方や反社会的勢力と関わりのある方（本規定において、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団の一員、暴力団の関連会社もしくは関連団体、またはそれ以外で組織犯罪に関与もしくは関係している個人や団体を意味します。）

### 第3条 コンテストへの応募

1) コンテストへの応募を希望される方は、応募期間内に、エビデントのウェブサイト [www.olympus-lifescience.com/ioty](http://www.olympus-lifescience.com/ioty) にある応募フォームを使用して、「光学顕微鏡」写真または動画（以下投稿された作品を「応募作品」といいます）をご投稿ください。お一人さま写真3作品及び動画3作品まで投稿することができます。なお、以下のいずれかに該当する場合、投稿者のすべての投稿を無効とし、かつ以後の当該投稿者のコンテスト応募資格を抹消いたします。

- (1) 4作品以上投稿された場合
- (2) 別の氏名またはEメールアドレスを使用する等して複数回応募された場合

(3) 本規約の他の規定に基づき応募作品の応募が却下または取り消された場合

- 2) コンテストへの応募を希望される方は、ご自身の情報をウェブサイト [www.olympus-lifescience.com/ioty](http://www.olympus-lifescience.com/ioty) にて正確にご登録ください。登録された情報に虚偽があった場合には、かかる情報に基づく登録は無効として取り扱い、エビデントは、かかる情報登録者のコンテストへの応募を却下または取り消させていただきます。
- 3) 前2項の定めに従い、ご自身の情報を登録し「光学顕微鏡」写真または動画を投稿されることで、コンテストへの応募が完了したとみなします（以下コンテストの応募が完了された方を「応募者」といいます）。ただし、本規約の規定に基づき応募が却下または取り消された場合を除きます。なお、応募者はいつでも、エビデントのウェブサイト [www.Olympus-Lifescience.com](http://www.Olympus-Lifescience.com) を通じてエビデントに連絡することによって、費用負担なしでコンテストへの応募および参加を取り消すことができます。
- 4) エビデントは、応募作品を保存および応募者に返却する義務を負いません。また、エビデントの独自の裁量に基づき、応募作品は処分されますので、各応募者は自らの責任で応募作品をバックアップする等の対応をお願いします。
- 5) 応募者は、ご自身の情報、写真および動画を投稿した時点で、エビデントまたはエビデントの関係会社からニュースレターを受け取ることに同意したものとみなされます。

#### **第4条 応募者の表明**

- 1) 応募者は、応募作品の投稿時に、コンテストへの応募が応募者と第三者間のいかなる契約上の義務にも抵触していないことを表明し、保証します。かかる義務違反によって応募者または上記の第三者が損害を被った場合であっても、エビデントは、かかる損害について責任を負いません。
- 2) 応募者は、米国、日本、および応募者が居住する、もしくは応募作品投稿時に所在している国の法令、規則または命令（以下「法令」といいます）に違反する内容や、第三者の著作権、営業秘密、知的所有権、プライバシー権、またはその他の財産上の権利を侵害する内容が応募作品に含まれていないことを保証します。
- 3) 応募者は、他者または他団体によって作成もしくは撮影された作品を投稿することはできません。応募者の応募作品の中に他者または他団体によって作成もしくは撮影された作品が含まれていることが判明した場合には、エビデントは、かかる応募者の応募を却下または取り消させていただきます。
- 4) 第6条に定める賞品を獲得できる機会の付与への対価として、応募者は、形態、媒体、技術的手段を問わず、自己の応募作品を全世界で使用、複製、修正、改変、掲載、公

表、上演・展示、伝送および配布できる譲渡可能、無期限、サブライセンス権の付与可能、非独占的、かつ取り消し不能の権利をエビデントに無償で許諾するものとします。許諾される権利には、具体的には、本コンテストやエビデントの製品またはサービスに関連するマーケティングの目的で、あらゆる形態の使用法または媒体（特に、印刷、スライド、スキャン、インターネット、ソーシャルメディア、講演、プレゼンテーションおよびテレビ放送を含みますが、これらに限定されません）による、応募作品の利用、複写、送信、有線放送、配布、編集、修正、公開および一般公開を行う権利（編集または修正された画像をさらに複製や配布等する権利も同様です）が含まれます。

- 5) 応募者は、前項に基づくエビデントへの許諾の対価として第6条で定める賞品獲得の機会の付与以外の報酬をエビデントに求めることはできません。

## **第5条 審査団と審査基準**

- 1) エビデントは、本条に定める基準に基づいて応募作品を評価する審査員5~8名を、光学顕微鏡検査または写真及び動画撮影の分野における専門技術または経験を有する者の中から選定します。（以下、選定された審査員各々を「本審査員」、全員を総称して「本審査団」といいます）
- 2) 応募作品は、「科学的評価」と「芸術的評価」という2つのカテゴリーに分けて、下記の基準（以下、各々を「審査基準」、全部を総称して「全審査基準」といいます）を考慮して審査されます。

### **科学的評価**

科学的関連性  
サンプルの珍しさ  
アプリケーションの新規性  
イメージング手順の複雑さ

### **芸術的評価**

色彩  
画像の構図／レイアウト  
芸術面での面白さ  
画像のテーマ

- 3) 本審査員は、評価対象の各応募作品に対して、科学的評価および芸術的評価のカテゴリーごとに1~10点で採点します。
- 4) 各作品の科学的評価の得点と芸術的評価の得点の合計の平均点を、その作品の「最終得点」とします。
- 5) 最終得点が同点となった応募作品が複数ある場合は、本審査員が下記の順序で各審査基準における対象の応募作品の得点を確認していきます。

イメージング手順の複雑さ  
色彩

画像の構図／レイアウト  
アプリケーションの新規性  
画像のテーマ  
科学的関連性

最初の審査基準（イメージング手順の複雑さ）で対象の応募作品に得点差が生じれば、その審査基準において最高得点を得ていた応募作品を勝者とします。もし、最高得点を複数の応募作品が得ていた場合、次の審査基準の得点を確認し、以後最高得点を得た応募作品が1つに絞られるまで繰り返されます。最高得点が1つに絞られた時点で、さらなる確認は実施しません。

- 6) エビデントの本審査団は、最終得点に基づいて全世界の応募者全員の中からグローバルの写真最優秀賞（以下「グローバル画像最優秀賞受賞者」といいます）を1名、グローバルの動画最優秀賞（以下「グローバル動画最優秀賞受賞者」といいます）を1名とマテリアルサイエンス&エンジニアリング部門の最優秀賞（以下「マテリアルサイエンス賞受賞者」といいます）を1名選定します。さらに、エビデントの本審査団は、残りの応募者（グローバル写真最優秀賞受賞者またはグローバル動画最優秀賞受賞者またはマテリアルサイエンス賞受賞者以外の方）の中から、3地域（アジア、ヨーロッパ、南北アメリカ大陸）の各地域部門のグランプリ受賞者（以下、各々を「地域最優秀賞受賞者」、全員を総称して「地域最優秀賞受賞者全員」といいます）を1名ずつ選定します。これは、各地域の応募者の最終得点に基づいて選定されます。「グローバル写真最優秀賞受賞者」と「グローバル動画最優秀賞受賞者」、「マテリアルサイエンス賞受賞者」、「地域最優秀賞受賞者全員」を総称して「受賞者」といいます。1人の応募者がグローバル写真最優秀賞受賞者とグローバル動画最優秀賞受賞者、マテリアルサイエンス賞受賞者、地域最優秀賞受賞者に重複して選ばれることはありません。
- 8) 審査終了後、エビデントは2024年10月前後に、ウェブサイト [www.olympus-lifescience.com](http://www.olympus-lifescience.com) にて受賞者を発表いたします。この発表には、グローバル写真最優秀賞受賞者とグローバル動画最優秀賞受賞者、マテリアルサイエンス賞受賞者、地域最優秀賞受賞者全員の氏名、入賞作品、居住地等の情報が含まれます。**応募者は、本コンテストで入賞した場合に、自己の上記情報が公表されることについてあらかじめ同意する必要があります。**ウェブサイト上での発表に加えて、エビデントは2024年8月中旬までに、作品投稿時に登録された各受賞者のEメールアドレス宛に、コンテストに入賞した旨を通知いたします。受賞者は、当該通知から1週間以内にエビデントに住所（賞品の送付先）を連絡する必要があります。この期間内に受賞者からご住所のご連絡がなかった場合、かかる受賞者の受賞資格は失効となり、エビデントは、新たな受賞者を選定します。（失効した受賞者がグローバル写真最優秀賞受賞者の場合は地域最優秀賞受賞者の中から、グローバル動画最優秀賞受賞者の場合は次点の非受賞者から、地域最優

秀賞受賞者の場合はその地域の非受賞者の中から選定いたします。(地域最優秀賞受賞者がグローバル写真最優秀賞受賞者に繰り上がった場合も同様です。)

## 第6条 賞品

1) 受賞者には、下記の該当する賞品が授与されます。

グローバル写真最優秀賞受賞者	SZX7 顕微鏡 + DP23 デジタルカメラ または UPLXAPO 対物レンズ 4X、10X、20X および 40X *グローバル最優秀賞受賞者は、上記の2つの賞品から いずれか1つをお選びいただけます。
グローバル動画最優秀賞受賞者 及び地域最優秀賞受賞者	CX23 顕微鏡 または SZ61 顕微鏡 *地域最優秀賞受賞者は、上記の2つの賞品から いずれか1つをお選びいただけます。
マテリアルサイエンス賞受賞者	SZ61 顕微鏡

- 上記にかかわらず、やむを得ない事情により、エビデントの判断で賞品の内容が変更されることがございます。あらかじめご了承ください。各賞品は、2024年10月31日までに、エビデントから各受賞者よりご連絡のあったご住所宛に送付されます。
- 受賞者は、フルネーム、詳細な住所および詳細な郵便番号を含む最新の正確な送付先の情報エビデントに提供する必要があります。送付先の誤りにより賞品の引き渡しができなかった場合には、受賞の取り消しや他の受賞者の選定が行われます。エビデントは、賞品発送後の賞品の紛失、損傷または遅延について責任を負いません。
- 賞品は各受賞者本人に授与されるものであり、第三者に譲渡することはできません。受賞者は、賞品を現金またはその他の代替物に交換することはできません。受賞者は、賞品の引き渡し後に賞品または賞品に関連して発生する損失のリスクを引き受けるものとします。
- 賞品の受領や使用に際し生じるあらゆる国税および地方税、ならびにあらゆる費用および経費は、受賞者がその支払いの責任を負うものとします。
- 受賞者の選定に関するお問い合わせには応じられません。また、各管轄において法が認める最大限の範囲において、応募者は訴訟に持ち込む権利を制限されるものとします。

## **第7条 打ち切り**

- 1) エビデントは、法が認める範囲で、自己の単独裁量により、何らの補償をすることなくいつでもコンテストを取りやめることができます。これは特に、技術的または法的な理由によりコンテストの適正な実施を保証できない場合に当てはまります。
- 2) 応募者が本規約もしくは法令に違反した場合、または、応募者の本コンテストへの参加が適切でない、あるいは適切でなくなったとエビデントが判断した場合、エビデントは、かかる応募者のコンテストへの応募や参加を却下または取り消します。エビデントは、応募者のいる地域のあらゆる法令を考慮し、関連する要因（医療従事者および政府関係者への贈賄に関する現地法および国際法を含む）を考慮した上で、そのような判断を行います。
- 3) エビデントは、コンテストの取りやめ、または、応募者のコンテストへの応募や参加の取り消し、却下に関連もしくは起因する損害や損失について、一切の責任を負いません。

## **第8条 責任**

- 1) 応募者は、応募者本人による本規約違反に起因または関連するあらゆる請求、損害、損失、責任、費用および経費（弁護士費用を含みますが、これに限定されません）について、エビデントを補償および防御し、エビデントに何ら損失を被らせないものとします。
- 2) いかなる場合も、エビデントは、本コンテストまたは応募者による作品の投稿に起因して応募者または第三者に生じたあらゆる結果的損害、間接的損害、付随的損害、懲罰的損害賠償、特別損害またはその他の損害（人身傷害、物的損害、知的所有権の取得の機会の喪失による損害、営業利益の損失による損害、事業中断、ビジネス情報の喪失等を含みますが、これらに限定されません）について、たとえそのような損害の可能性を知らされていた場合でも、応募者および第三者に対して一切責任を負いません。  
ただし、この責任の制限は、エビデントまたはその代理人の意図的な違法行為もしくは重大な過失によって生じた損害、生命・身体・健康に対する損害、または現地の法規で定められた製造物責任（ドイツ製造物責任法等）に起因する損害には適用されません。

## **第9条 その他**

- 1) 本規約のいかなる部分も、エビデントと応募者をパートナーもしくは合弁事業者とみなしたり、応募者をエビデントの代理人もしくは従業員とみなしたりするものと解釈されません。また、エビデントと応募者の間に上記と類似の関係が存在するものとも解釈されません。

- 2) エビデントは、法令が認める範囲内で、本規約を適宜修正し、その修正内容を合理的な方法で公表することがあります（これには、修正内容を自社のウェブサイトに掲載することが含まれますが、これに限定されません）。これは特に、技術的または法的な理由による修正の必要が生じた場合に行われます。修正内容についてご同意いただけない場合、応募者は修正内容の適用前にコンテストへの参加を取りやめていただく必要があります。応募者が修正内容の適用後もコンテストに引き続き参加し続けた場合、応募者に修正後の本規約についてご同意いただけたものとみなします。
  
- 3) エビデントの個人情報保護方針は、コンテストに際して応募者から提供されたすべての個人情報に適用されます。個人情報保護方針をご覧になるには、下記 URL をクリックしてください。  

<https://www.olympus-lifescience.com/privacy/>
  
- 4) 本規約の適用および解釈には、国際抵触法の原則にかかわらず、日本の法律が適用されるものとします。
  
- 5) コンテストに起因または関連して、エビデントと応募者間に何らかの紛争が生じた場合、エビデントとかかる応募者は、両者間で誠実に協議を行い、かかる紛争を速やかに解決するよう努めるものとします。上記協議を経た後も、かかる紛争が解決に至らない場合には、かかる紛争は拘束力のある仲裁によって最終的に解決されるものとします。仲裁は、国際商業会議所の定める仲裁規定に従い、日本国の東京で行われます。仲裁の言語は日本語とします。